

---

新ごみ処理施設整備・運営事業  
リスク管理方針書

---

令和5年5月

大牟田・荒尾清掃施設組合

新ごみ処理施設整備・運営事業 リスク管理方針書

目 次

第1章 リスク管理方針書の目的.....	1
第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的.....	2
第3章 事業に係るリスク抽出シート.....	3
1 契約締結段階.....	3
2 設計・建設段階.....	3
3 運営・維持管理段階.....	8
4 事業終了段階.....	10
5 共通.....	11

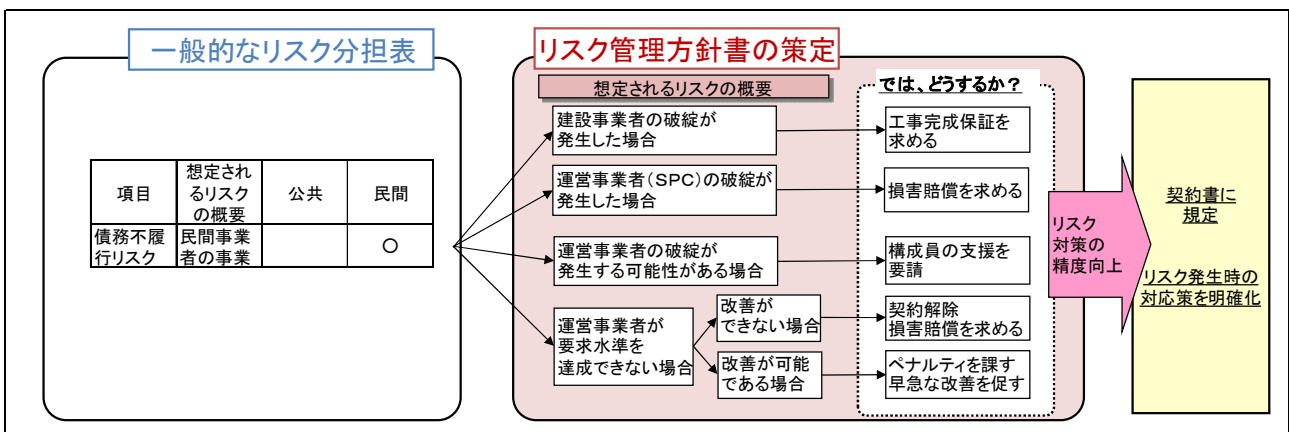
# 第 1 章 リスク管理方針書の目的

大牟田・荒尾清掃施設組合（以下「本組合」という。）は、「新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本事業を効率的、かつ、円滑に進めるためには、多種多様なリスクを本組合と民間事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書は、本事業に係るリスクを細かく抽出し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方のもと、本組合と民間事業のリスクの役割分担や対応方針、想定される影響や費用、対象となる契約及び契約に含む内容などを整理したものである。これによりリスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資するとともに、仮にリスクが顕在化した場合でも本施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的としている。

なお、リスク分担の考え方については基本契約書で規定し、このリスク管理方針書は基本契約書の付属文書と位置付ける。



## 第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的

本事業では、本組合が事業の仕組みに係る諸条件を定めることから、本組合が事業の仕組みに係るリスクの検討を主導する立場となる。そのため、本組合でリスク対応策の考え方を示し、リスクが顕在化した場合での早急な対応を契約書などに規定することが重要であると考えている。

一方、新ごみ処理施設に関する技術的な面での「安全・安心」の確保には、民間事業者の技術・ノウハウ・創意工夫に期待するところが大きく、民間事業者がリスクの検討を主導する立場と考えられる。民間事業者の技術的な面でのリスクに対しては、民間事業者に設計思想や計画の考え方を提示してもらい、本組合と民間事業者間でリスクについての認識を共有することが重要であると考えている。

よって、リスク管理の考え方には、前者と後者では根本的な違いがあると考えられ、次の二つのリスク区分を設けてリスクに対する考え方を整理し、共有することが必要であると捉えている。

リスク管理方針書では、下記【区分1】事業に係るリスクについて、リスクの詳細な分類、官民間の分担、本組合での具体的対応策について示すとともに、下記【区分2】施設設計などに係るリスクについては、安全・安心の観点から、本組合として民間側に求めるリスク対応の方向性を示している。

### 【区分1】事業に係るリスク

一般的にPFI/DBO事業で利用されている「リスク分担表」に示されるリスクを細分化し、本組合でのリスク対応策の考え方を整理する。事業に係るリスクでは、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、対応策の検討により、リスクが顕在化した場合でも、本施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的とする。

### 【区分2】施設設計などに係るリスク

施設設計などに係るリスクについては、施設の性格上、地方公共団体等が直接、施設の設計を行うことはなく、従来の公設施設の場合でも、民間事業者（プラントメーカー等）の技術・ノウハウによるところが大きいことから、民間事業者からリスク対応策などの技術提案を示してもらうことにより、安全・安心確保策を適切に反映することとする。

施設設計などに係るリスクに対しては、施設の安定稼働の確保、労働災害・交通事故などの事故に対する民間事業者の設計思想や計画の考え方を提示してもらい、本組合と民間事業者間でリスクについての認識を共有することにより、技術的な面から「安全・安心」を確保することを目的とする。

第3章 事業に係るリスク抽出シート

1 契約締結段階

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。		
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営							
契約リスク	1	本組合の責による場合	落札者の選定前に、本組合の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、本組合等が策定した計画の変更、不備より事業が中止となった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済経費	○			-	-	-	<p>&lt;入札説明書&gt;【応募費用】</p> <p>■本組合は、落札者の選定迄に事業者の募集を中止することができ、この場合、事業者に生じた応募費用を負担しない。</p>	
	2		落札者選定・基本協定締結後に、本組合の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、本組合等が策定した計画の変更、不備より事業が中止となった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の応募費用	○			・事業者の応募費用の負担	-	-	本組合、構成員、協力企業	<p>&lt;基本協定書&gt;【事業契約の不成立】第8条第2項</p> <p>■発注者の責めに帰すべき事由により事業契約が本契約として成立しなかった場合において、落札者に損害を与えた場合、発注者は、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>&lt;基本協定書&gt;【債務不履行】第13条</p> <p>■本組合及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。</p>
	3		落札者選定・基本協定締結後に入札書類の誤りや不備により契約の締結が遅延した場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の追加費用	○			・事業者の追加費用	-	-	本組合、構成員、協力企業	
	4	事業者の責による場合	構成員(代表企業含む)又は協力企業が、落札者選定後、基本協定の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合	事業開始の遅延等	・事業者の再選定、次点事業者との協議に要する費用 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費	○			-	-	(落札者選定後、速やかな基本協定締結)	-	<p>&lt;入札説明書&gt;【入札参加資格の欠如】</p> <p>■落札者決定日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成事業者が入札参加資格を欠いた場合、本組合は、落札者と契約を締結しないことができる。</p> <p>※基本協定書を早期に締結することで、責任の所在を明らかにする。</p>
	5		構成員(代表企業含む)又は協力企業が、基本協定の締結後、契約の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合(独占禁止法、刑法、暴力団排除関連)	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費	○	○		-	本組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、構成員、協力企業	<p>&lt;基本協定書&gt;【事業契約を締結しない場合及び違約金、損害賠償金】第5条第1項(2)</p> <p>■事業契約の本契約としての成立前において、落札者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本組合は、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。</p> <p>(2) 落札者の全部または一部が、入札参加資格を喪失したとき。</p> <p>&lt;基本協定書&gt;【事業契約を締結しない場合及び違約金、損害賠償金】第5条第2項</p> <p>■本組合が上記の理由により契約を締結しない/本契約として成立させない場合、落札者は落札金額の10分の1に相当する違約金を本組合に支払う義務を連帯して負う。</p>
	6		基本協定の締結後、事業者の自らの都合により契約を締結しない場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費		○	○	-	本組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、構成員、協力企業	<p>&lt;基本協定書&gt;【事業契約を締結しない場合及び違約金、損害賠償金】第5条第1項(3)</p> <p>■事業契約の本契約としての成立前において、落札者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。</p> <p>(3)落札者の自らの都合により事業契約を締結しないことを申し出たとき。</p> <p>&lt;基本協定書&gt;【事業契約を締結しない場合及び違約金、損害賠償金】第5条第2項</p> <p>■本組合が上記の理由により契約を締結しない/本契約として成立させない場合、落札者は落札金額の10分の1に相当する違約金を本組合に支払う義務を連帯して負う。</p>
	7		事業者の構成員や協力企業の責に帰する事由(契約手続の未実行、契約内容の未履行等)により契約の締結が遅れた場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費		○	○	-	本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合、構成員、協力企業	<p>&lt;基本協定書&gt;【債務不履行】第13条</p> <p>■本組合及び落札者は、本基本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。</p>
	8	本組合、事業者のいずれの責にもよらない場合	法制度の変更により、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	本組合、構成員、協力企業	<p>&lt;基本協定書&gt;【事業契約の不成立】第8条第1項</p> <p>■本組合及び落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、事業契約が本契約として成立しなかった場合、既に本組合と落札者が本事業の準備に関して各自が支出した費用は各自が負担するものとし、本組合と落札者は、事業契約の本契約として成立しなかったことに起因する債権債務が相互に存在しないことを確認する。</p>

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
契約リスク	9	地震等の災害発生により、本事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	本組合、構成員、協力企業	<p>&lt;基本協定書&gt;【事業契約の不成立】第8条 第1項</p> <p>■本組合及び落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、事業契約が本契約として成立しなかった場合、既に本組合と落札者が本事業の準備に関して各自が支出した費用は各自が負担するものとし、本組合と落札者は、事業契約の本契約として成立しなかったことに起因する債権債務が相互に存在しないことを確認する。</p>
	10	議会での未決や未承認となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	本組合、構成員、協力企業	<p>&lt;基本協定書&gt;【事業契約の不成立】第8条 第1項</p> <p>■本組合及び落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、事業契約が本契約として成立しなかった場合、既に本組合と落札者が本事業の準備に関して各自が支出した費用は各自が負担するものとし、本組合と落札者は、事業契約の本契約として成立しなかったことに起因する債権債務が相互に存在しないことを確認する。</p> <p>&lt;基本協定書&gt;【事業契約の不成立】第8条 第2項 なお書き</p> <p>■なお、組合議会において建設工事請負契約の締結が否決されたことは、本組合の責めに帰すべき事由とはならないものとする。</p>

## 2 設計・建設段階

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。		
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営							
各種調査の不備リスク	11	本組合の責による場合	本組合が実施した地形・地質等現地調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【条件変更等】第18条第5項</p> <p>■設計図書の訂正又は変更が行われた場合、本組合は、必要がある場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は請負者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。</p>
	12	事業者の責による場合	建設事業者が追加で実施した調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費		○		-	本組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の損害賠償請求権】第52条 第1項(1)、(2)</p> <p>■本組合は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。</p> <p>(1) 履行期間内に本工事等を完成することができないとき。</p> <p>(2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。</p>
基本・実施設計の変更リスク	13	本組合の責による場合	本組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更を指示した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【要求水準書等の変更】第19条</p> <p>■本組合は、必要な場合は、要求水準書等の変更内容を事業者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合、本組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は請負者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。</p>
	14		本組合の指示による設計図書不適合の場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等】第17条第1項</p> <p>■不適合が本組合の指示による場合その他本組合の責に帰する事由による場合は、本組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は請負者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。</p>
	15	事業者の責による場合	設計図書不適合の場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費		○		-	本組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の損害賠償請求権】第52条 第1項(1)、(2)</p> <p>■本組合は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。</p> <p>(1) 履行期間内に本工事等を完成することができないとき。</p> <p>(2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。</p>
	16		建設事業者の基本・実施設計不備等により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費		○		-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の催告による解除権】第44条(3)</p> <p>■本組合は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。</p> <p>(3) 本工事等を履行期間内に完成しないとき、又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の損害賠償請求等】第52条 第2項(1)</p> <p>■次の各号のいずれかに該当するときは、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。</p> <p>(1) 第44条又は第45条から第45条の2までの規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</p>
工事の遅延リスク	17	本組合の責による場合	施設設計確認の遅れなど本組合の事由により建設着工が事業者と合意した期間から遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○			事業者の実行済費用(損害)の負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【請負者の請求による履行期間の延長】第22条 第2項</p> <p>■履行期間の延長が本組合の帰責事由による場合は、請負代金額の変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
工事の遅延リスク	18	本組合の責による場合	本組合の提示条件の不備や本組合の指示により工程が変更した場合	工期延長、 運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者の実行 済費用(損害) の負担	-	-	本組合、 建設事業者	<建設工事請負契約>【請負者の請求による履行期間の延長】第22条 第2項 ■ 履行期間の延長が本組合の帰責事由による場合は、請負代金額の変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
	19	事業者の責による場合	施設設計の遅延や工事の遅延、完工供用開始の遅延が発生した場合	工期延長、 運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費、 事業者の業務費(増加分)		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、 建設事業者	<建設工事請負契約>【発注者の損害賠償請求権】第52条 第1項(1)、(2) ■ 本組合は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。 (1) 履行期間内に本工事等を完成することができないとき。 (2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。
	20	経済情勢等の影響による資材・部品の調達・納入遅延の発生(事業者に責が無い場合に限る)		工期延長、 運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	本組合、 建設事業者	<建設工事請負契約>【請負者の請求による履行期間の延長】第22条 第1項 ■ 請負者は、天候の不良、(略)、その他請負者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完了することができないときは、本組合に履行期間の延長変更を請求することができる。
	21	大規模災害等により人員確保が困難により遅延が発生する場合(事業者に責が無い場合に限る)		工期延長、 運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	本組合、 建設事業者	<建設工事請負契約>【請負者の請求による履行期間の延長】第22条 第1項 ■ 請負者は、天候の不良、(略)、その他請負者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完了することができないときは、本組合に履行期間の延長変更を請求することができる。
工事費増大リスク	22	本組合の責による場合	発注条件変更等により工事費の増加が発生した場合	工事費の増加	・建設事業者の業務変更に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、 建設事業者	<建設工事請負契約>【要求水準書等の変更】第19条 ■ 本組合は、必要な場合は、要求水準書等の変更内容を事業者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合、本組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は請負者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	23		本組合自らが実施する調査、工事に係る事故等が発生し、工事の遅延等が発生した場合	工期延長、 運営開始の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担 復旧費を負担	-	-	本組合、 建設事業者	<建設工事請負契約>【設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等】第17条 第1項 ■ 不適合が本組合の指示による場合その他本組合の責に帰する事由による場合は、本組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は請負者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
試運転、引渡性能試験リスク	24	事業者の責による場合	調査、工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、 運営開始の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費		○	-	復旧費を負担	建設事業者の責任の旨を規定	本組合、 建設事業者	<建設工事請負契約>【一般的損害】 ■ 実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事等を行うにつき生じた損害は、事業者がその費用を負担する。うち本組合の責に帰する事由により生じたものは、本組合が負担する。
	25		本組合の責によらず工事費の増加が発生した場合	工事費の増加	・建設事業者の業務変更に係る経費		○	-	増大工事費の負担	建設事業者の責任の旨を規定	本組合、 建設事業者	
試運転、引渡性能試験リスク	26	本組合の責による場合	試運転、引渡性能試験に要するごみの供給量不足等が発生した場合	工期延長、 運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の業務費(増加分)	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、 建設事業者	<建設工事請負契約>【試運転、予備性能試験及び引渡性能試験】第32条の2 第2項 ■ 本組合は、試運転、予備性能試験、引渡性能試験期間中に必要な処理対象物を提供する。 <建設工事請負契約>【請負者の請求による履行期間の延長】第22条 第2項 ■ 履行期間の延長が本組合の帰責事由による場合は、請負代金額の変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
	27	事業者の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合	工期延長、 運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の業務費(増加分)		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、 建設事業者	<建設工事請負契約>【発注者の損害賠償請求権】第52条 第1項(1)、(2) ■ 本組合は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。 (1) 履行期間内に本工事等を完成することができないとき。 (2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。
交付金リスク	28	本組合の責による場合	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・建設事業者の業務変更に係る経費 ・建設事業者の再選定及び再契約に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担 又は契約の解除	-	-	本組合、 建設事業者	<建設工事請負契約>【請負者の請求による履行期間の延長】第22条 ■ (第1項) 請負者は、天候の不良、(略)、その他請負者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完了することができないときは、本組合に履行期間の延長変更を請求することができる。 ■ (第2項) 履行期間の延長が本組合の帰責事由による場合は、請負代金額の変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 <建設工事請負契約>【発注者の任意解除権】第43条 ■ (第1項) 本組合は、本工事等が完成するまでの間は、(略)必要があるときは、この契約を解除することができる。 ■ (第2項) 本組合は、上記により契約を解除した場合、請負者に生じた損害を賠償しなければならない。

項目	No	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設	事業者 運営						
交付金リスク	29	事業者の責による場合	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・建設事業者の業務変更に係る経費 ・建設事業者の再選定及び再契約に係る経費		○		-	本組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の損害賠償請求権】第52条第1項(4)</p> <p>■本組合は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。 (4) 債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の損害賠償請求権】第52条第2項(1)、(2)</p> <p>■次のいずれかに該当するときは、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。 (1) 請負者の責により施設完成前に契約が解除されたとき。 (2) 施設完成前に、(略)、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。</p>	
物価変動リスク	30	物価変動により、建設費が変動する場合		-	・物価変動費		○	△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	大牟田・荒尾清掃施設組合工事請負契約書第25条の内容を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更】第26条各項</p> <p>■(第1項)本組合又は請負者は、履行期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。 (第2項～第8項についても適用する。記載省略。)</p>
不可抗力リスク	31	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・既存施設も損壊した場合は外部処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費			○		契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【補則】第59条</p> <p>■この約款に定めのない事項については、必要に応じ本組合と請負者が協議して定める。 ※不可抗力による契約解除については約款に規定していないため。</p>
	32	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合、災害による運営時期開始の遅延、災害復旧費の発生が生じた場合	工期延長、運営開始の遅延	・災害復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・既存施設も損壊した場合は外部処理委託費 ・業務変更に係る経費			○	△	災害復旧費を負担、建設事業者の業務変更に係る経費を負担	一定の範囲内は負担	請負代金額の1%までを建設事業者が負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【工事の中止】第20条第1項、第3項</p> <p>■(第1項)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他不可抗力により工事目的物に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、請負者が本工事を施工できない場合は、本組合は、本工事の中止内容を直ちに事業者へ通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 ■(第3項)本工事の施工を一時中止させた場合、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又はじぎょうしや請負者が本工事の続行に備えた工事現場の維持のための費用、その他一時中止に伴う増加費用を負担し又は請負者に生じた損害に対し必要な費用を負担する。</p>
政治リスク	33	本組合の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費			○		契約の解除 建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の任意解除権】第43条</p> <p>■(第1項)本組合は、本工事等が完成するまでの間は、(略)必要があるときは、この契約を解除することができる。 ■(第2項)本組合は、上記により契約を解除した場合、請負者に生じた損害を賠償しなければならない。</p>
	34	本組合の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費			○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	
住民対応リスク	35	本組合の責による場合	工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費		○		-	建設事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【事業者の請求による履行期間の延長】第22条第1項</p> <p>■請負者は、天候の不良、(略)、その他請負者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完了することができないときは、本組合に履行期間の延長変更を請求することができる。</p>
	36	事業者の責による場合	工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費		○		-	建設事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の損害賠償請求権】第52条第1項(1)、(2)</p> <p>■本組合は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。 (1) 履行期間内に本工事等を完成することができないとき。 ■(2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。</p>
第三者賠償リスク	37	本組合の責による場合	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者への損額	・第三者賠償		○		第三者賠償を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【第三者に及ぼした損害】第29条</p> <p>■本工事等に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち本組合の責に帰する事由により生じたものは、本組合が負担する。</p>
	38	事業者の責による場合	建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者への損額	・第三者賠償		○		-	損害の負担	損害賠償を規定		



項目	No	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
許認可取得リスク	39	本組合の責による場合	本組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の業務費(増加分)	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【請負者の請求による履行期間の延長】第22条</p> <p>■(第1項)請負者は、天候の不良、(略)、その他請負者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完了することができないときは、本組合に履行期間の延長変更を請求することができる。</p> <p>■(第2項)履行期間の延長が本組合の帰責事由による場合は、請負代金額の変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
	40	事業者の責による場合	建設事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、本組合の行う申請・届出等で、建設事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業者の業務費(増加分)	○		-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の損害賠償請求権】第52条第1項(1)、(2)、(4)</p> <p>■本組合は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。</p> <p>(1) 履行期間内に本工事等を完成することができないとき。</p> <p>(2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。</p> <p>(4) 上記の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p>
周辺環境の保全リスク	41	建設に伴って発生した騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・外部ごみ処理委託費 ・建設事業者の業務変更に係る経費	○		-	本組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【一般的損害】</p> <p>■実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事等を行うにつき生じた損害は、事業者がその費用を負担する。うち本組合の責に帰する事由により生じたものは、本組合が負担する。</p>	
債務不履行リスク	42	本組合の責による場合	本組合の債務不履行により業務履行が不可能の場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○		事業者の実行済費用(損害)の負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【請負者の催告による解除権】第48条</p> <p>■請負者は、本組合がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。</p> <p>&lt;建設工事請負契約&gt;【解除に伴う措置】第51条第1項</p> <p>■契約が解除された場合、本組合は、事業者に対し、出来形検査に合格した部分に相応する請負代金を支払う。</p>
	43		対価の不払いの場合	工期延長、事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者の実行済費用(損害)の負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【請負者の損害賠償請求等】第53条</p> <p>■請負者は、本組合が次のいずれかに該当する場合は損害賠償を請求できる。</p> <p>(1) 第48条又は第49条の規定(本組合の責による解除)により契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 上記の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p>
債務不履行リスク	44	本組合の責による場合	本組合の債務不履行により工事遅延となる場合	工期延長、事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費、事業者の業務費(増加分)	○		事業者の実行済費用(損害)の負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【請負者の請求による履行期間の延長】第22条</p> <p>■(第1項)請負者は、天候の不良、(略)、その他請負者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完了することができないときは、本組合に履行期間の延長変更を請求することができる。</p> <p>■(第2項)履行期間の延長が本組合の帰責事由による場合は、請負代金額の変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
	45	事業者の責による場合	事業放棄、契約解除の申出の場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○		本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の損害賠償請求権】第52条第1項(4)</p> <p>■本組合は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。</p> <p>(4) 債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p>	
	46		要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○		本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の損害賠償請求権】第52条第2項(1)、(2)</p> <p>■次のいずれかに該当するときは、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。</p> <p>(1) 請負者の責により施設完成前に契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 施設完成前に、(略)、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。</p>	
	47		要求水準の未達により工事遅延となる場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費	○		-	本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者	<p>&lt;建設工事請負契約&gt;【発注者の損害賠償請求権】第52条第1項(2)</p> <p>■本組合は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求するものとする。</p> <p>(2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。</p>

3 運営・維持管理段階

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
ごみ量、ごみ質の変動リスク	48	計画ごみ量に対し実処理量が変動した場合のコスト変動	-	・変動費の増減			-	-	-	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【ごみ量】第35条</p> <p>■本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に定める計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。</p>	
	49	計画ごみ量に対し実処理量が著しく変動した場合のコスト変動(計画ごみ量超過した場合の対応)	-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減	○	△	増減分を負担	-	-		<p>＜運営業務委託契約＞【災害発生時などの協力】第20条第2項</p> <p>■災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画処理量を超える多量の処理対象物が発生する等の場合、受託者は、その処理に最大限の協力を行う。その場合、委託者は、受託者に発生した合理的な範囲の追加的費用を受託者に支払う。</p>	
	50	搬入する可燃ごみ等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合のコスト変動	-	・変動費の増減			-	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【ごみ質】第36条第1項</p> <p>■処理対象物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受託者は、処理対象物の性状の変動を原因とする業務委託料の変更及びその他費用の負担を請求することはできない。</p>	
	51	搬入するごみ質が要求水準書に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動(要求水準書で規定する以外の種類のごみの持込増加等の場合等)	-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減	○	△	増減分を負担	-	合理的な範囲の追加費用の支払を規定	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【ごみ質】第36条第2項</p> <p>■計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分の費用について、受託者が合理的に逸脱を説明し、本組合が承諾した場合は、受託者は費用の増加分を請求できる。</p>	
	52	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト	-	・変動費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減 ・その他費用	○	△	増減分を負担(一定以上)	一定の範囲の増減分を負担	合理的な範囲の追加費用の支払を規定	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【災害発生時などの協力】第20条第2項</p> <p>■災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画処理量を超える多量の処理対象物が発生する等の場合、受託者は、その処理に最大限の協力をを行う。その場合、委託者は、受託者に発生した合理的な範囲の追加的費用を受託者に支払う。</p>	
搬入禁止物混入リスク	53	事業者の責による場合	運営休止(故障)	・外部ごみ処理委託費 ・復旧費			-	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【搬入禁止物に係る取扱い】第22条第4項</p> <p>■搬入禁止物の混入を原因として、プラント設備に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生した場合、本組合又は受託者の責に起因するものは、帰責性の所在及び割合に応じて、本組合又は受託者が負担する。</p>	
	54	事業者の責によらない場合(事業者が善管注意義務を果たしている場合)	運営休止(故障)	外部ごみ処理委託費 ・復旧費	○		ごみ処理費、復旧費を負担	-	-			
性能未達成リスク	55	本組合の責による場合	性能の未達成が本組合の条件変更等により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	○		復旧費を負担	-	-	本組合、運営受託者	<p>＜運営業務委託契約＞【損害賠償等】第56条第1項</p> <p>■本業務に関連して、本組合の責に帰する事由により受託者に損害が生じた場合、本組合は、受託者に対して、生じた損害を賠償する。</p>	
性能未達成リスク	56	事業者の責による場合	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合のリスク	停止基準値の超過	運営休止、事業内容の変更	外部ごみ処理委託費、業務変更に係る経費		○	ごみ処理費、復旧費を負担	運営受託者の責任の旨を規定	本組合、運営受託者	<p>＜運営業務委託契約＞【停止基準値の超過】第29条</p> <p>＜契約書別紙 モニタリング実施要領等＞</p> <p>■委託者の実施するモニタリング又は受託者の実施する計測等の結果、停止基準値を超過していることが判明した場合には受託者は、直ちに停止基準を超過した系列に係るプラント設備の運転を停止し、要求水準書に定める復旧作業を行うものとし、原因の究明に努め、プラント設備の補修、運営業務の改善等を行わなければならない。</p>
				要求水準の未達成	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	調査費、復旧費を負担		運営受託者の責任の旨を規定
	58	事業者(建設事業者)の責による場合	性能の未達成が施設設計・施工の契約不適合により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	調査費、復旧費を負担	建設受託者の責任の旨を規定	本組合、建設受託者	<p>＜建設工事請負契約＞【契約不適合責任】第42条第1項</p> <p>■本組合は、要求水準書等及び提案書に照らして、実施設計図書又は工事目的物に契約不適合責任があるときは、請負者に対して契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。</p> <p>※ DBO方式での運営業務委託契約には請負者(建設事業者)が調印者として含まれないため、建設事業者の不適合責任による本施設の性能未達成は、運営業務委託契約上、本組合がそれにより生じた損害を負担し、本組合は建設工事請負契約に基づき、当該損害を請負者(建設請負事業者)に対して訴求することを想定している。</p>
施設破損リスク	59	収集ごみに起因する場合、その他事業者の責によらない場合、本施設の破損の修復等に係るコスト増大(不可抗力を除く)	運営休止(故障)、修繕	・外部ごみ処理委託費 ・復旧費	○		復旧費を負担	-	-	本組合、運営事業	<p>＜運営業務委託契約＞【損害賠償等】第56条第1項</p> <p>■本業務に関連して、本組合の責に帰する事由により受託者に損害が生じた場合、本組合は、受託者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。</p>	
	60	上記No.59以外の場合の本施設の破損の修復等に係るコスト増大	運営休止(故障)、修繕	・外部ごみ処理委託費 ・復旧費			-	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【損害賠償等】第56条第2項</p> <p>■本業務に関連して、受託者の責に帰する事由により本組合に損害が生じた場合、受託者は、本組合に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。</p>	

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営						
運営維持管理コスト増大リスク	61	本組合の条件変更等により運営費の増加が発生した場合		-	・運営事業者の業務変更に係る経費	○		-	-	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【契約の変更】第61条</p> <p>■本業務に係る前提条件又は要求水準を変更したとき等の場合は、本組合と受託者との協議の上、契約を変更することができる。</p> <p>＜運営業務委託契約＞【損害賠償等】第56条 第1項</p> <p>■本業務に関連して、本組合の責に帰する事由により受託者に損害が生じた場合、本組合は、本組合に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。</p>	
	62	事業者の責により運営費の増加が発生した場合		-	・運営事業者の業務変更に係る経費		○	-	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定(本組合の追加費用負担なしを規定)	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【業務委託料等の支払】第38条 第1項</p> <p>■業務委託料には、本業務の遂行に必要となる一切の費用が含まれるものとし、別途規定がある場合を除き、受託者は、本組合に対し、業務委託料以外の支払を請求できない。</p>
技術革新リスク	63	技術革新による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト変動 ※将来において新技術導入により業務効率の改善やコスト削減が見込める技術		-	-	○	○	(本組合と運営事業者の協議による)	-	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【本施設の改良保全】第45条 第3項</p> <p>■作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により業務委託料を低減できる場合、本組合及び受託者は、当該新技術等の導入及び業務委託料の変更について協議する。</p>	
物価変動リスク	64	物価変動により、運営費が変動する場合		-	・物価変動費	○	△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【業務委託料の改訂】第38条</p> <p>■本組合及び受託者は、社会経済状況の変化に応じて、別紙6記載のとおり業務委託料を改定できる。</p> <p>＜運営業務委託契約書別紙6 業務委託料に係る事項＞</p> <p>■業務委託料は、物価変動が±1.5%を超える場合改定される。</p>
政治リスク	65	本組合の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合		事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○		契約の解除 運営事業者の実行済費用(損害)の負担	-	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【委託者の解除権】第49条 第1項</p> <p>■本組合は、必要と認めるときは、契約の全部を解除することができる。この場合、本組合は、受託者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p>	
	66	本組合の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合		運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		運営事業者の業務変更に係る経費を負担(協議)	-	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【契約の変更】第61条</p> <p>■本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容を変更したときその他特別な事情が生じたときは、本組合と受託者との協議の上、変更することができる。</p>	
不可抗力リスク	67	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合		事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○		契約の解除 運営事業者の実行済費用の負担	-	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【法令変更又は不可抗力の場合の解除】第54条</p> <p>■本組合又は受託者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、契約を解除することができる。履行済みの本業務に対応する未払いの業務委託料を、速やかに受託者に支払う。解除により本組合又は受託者に発生した損害及び費用は、各自で負担する。</p>	
	68	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅滞や追加費用等が発生する場合		運営休止、事業内容の変更	・復旧費 ・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○	△	災害復旧費を負担	-	本施設に生じた損害の1%までを運営事業者が負担する旨を規定する。	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【不可抗力によって発生した費用等の負担】第43条</p> <p>＜運営業務委託契約別紙7 不可抗力の場合の費用分担＞</p> <p>■不可抗力が生じた日から一定期間内に契約の変更、費用負担等についての合意が成立しない場合、本組合は、当該不可抗力への合理的な対応措置を受託者に通知し、受託者は、これに従って本業務を継続し、この場合、本組合は損害額の100分の1を超える額を負担する。</p>
	69	性能の未達成が不可抗力により発生した場合		運営休止、事業内容の変更	外部ごみ処理委託費、業務変更に係る経費	○		調査費、復旧費を負担	-	-	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【性能未達期間中に生じる費用の負担】第32条 第3項</p> <p>＜運営業務委託契約別紙7 不可抗力の場合の費用分担＞</p> <p>■不可抗力により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合、本組合は、固定費(第38条第2項に基づき運転停止により受託者が支払いを免れた費用を控除した額)及び変動費を支払う。</p>
住民対応リスク	70	本組合の責による場合	本施設の存在自体やごみ処理のあり方等について住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		-	-	-	本組合、運営受託者	<p>＜運営業務委託契約＞ 本組合の責に該当する各規定</p> <p>■本組合の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は本組合が負担する。</p>
	71	事業者の責による場合	事業者の運営計画や運営業務の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	-	-	本組合、運営受託者	<p>＜運営業務委託契約＞ 受託者の責に該当する各規定</p> <p>■受託者の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は受託者が負担する。</p>
第三者賠償リスク	72	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償		-	・第三者賠償		○	-	損害の負担	損害賠償を規定 第三者賠償責任保険への加入を義務付け	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【第三者への賠償】第58条 第1項</p> <p>■本業務の遂行に関して、受託者の責に帰する事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は、当該損害を賠償しなければならない。</p>

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
許認可取得リスク	73	本組合の責による場合	本組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者の実行済費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営受託者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【損害賠償等】第56条第1項</b> 本業務に関連して、本組合の責に帰する事由により受託者に損害が生じた場合、本組合は、本組合に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
	74	事業者の責による場合	運営事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、本組合の行う申請・届出等で、運営事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の業務費(増加分)		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、運営受託者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【損害賠償等】第56条第2項</b> ■本業務に関連して、受託者の責に帰する事由により本組合に損害が生じた場合、受託者は、本組合に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
周辺環境の保全リスク	75		施設の運営に伴って発生した騒音、振動、悪臭基準等の未達成及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	・復旧費 ・外部ごみ処理委託費 ・運営事業者の業務変更に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	運営事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	本組合、運営事業者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【損害賠償等】第56条第2項</b> ■本業務に関連して、受託者の責に帰する事由により本組合に損害が生じた場合、受託者は、本組合に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
債務不履行リスク	76	本組合の責による場合	本組合の債務不履行により業務履行が不可能の場合	事業の停止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○		事業者の実行済費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営受託者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【受託者の解除権】第53条第1項、第3項</b> ■(第1項)本組合が本約款に違反したときは、受託者は相当の期間を定めてその履行の催告をし、期間内に履行がないときは、本約款を解除することができる ■(第3項)解除により受託者に損害が生じたときは、受託者はその損害の賠償を請求できる。
	77		本組合が債務の履行を行わない事態を一定期間継続した場合	事業の停止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○		事業者の実行済費用(損害)の負担	-	-	本組合、運営受託者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【受託者の解除権】第53条第1項、第3項</b> ■(第1項)本組合が本約款に違反したときは、受託者は相当の期間を定めてその履行の催告をし、期間内に履行がないときは、本約款を解除することができる ■(第3項)解除により受託者に損害が生じたときは、受託者はその損害の賠償を請求できる。
	78		対価の不払いの場合	事業の停止	・遅延損害金(遅延利息)	○		運営事業者に対する損害負担	-	-	本組合、運営受託者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【業務委託料の支払】第37条第4項</b> ■本組合は、業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延損害金(遅延利息)を支払う。
債務不履行リスク	79	事業者の責による場合	事業放棄、重大な契約違反の場合	事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費		○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、運営受託者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【委託者の解除権】第49条第2項</b> ■受託者が契約に違反した状態となった場合、受託者に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、猶予期間内に当該違反が解消されないとき、受託者が本業務を放棄した場合、受託者に対し、催告することなく、契約を解除することができる。
	80		要求水準の未達、債務不履行が猶予期間を経過しても改善が見込めない場合	事業の中止、事業の再構築	・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費		○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、運営受託者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【本組合による解除の場合の違約金】第50条第1項</b> ■受託者は、業務委託料の10分の1に相当する金額を支払う。
	81		要求水準の未達、債務不履行の場合	運営休止、事業内容の変更	・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	本組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	本組合、運営受託者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【損害賠償等】第56条第2項</b> ■本業務に関連して、受託者の責に帰する事由により本組合に損害が生じた場合、受託者は、本組合に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

#### 4 事業終了段階

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設 運営					
施設の性能確保リスク	82		事業終了時における施設の性能確保	事業終了の遅延、事業内容の変更	・遅延期間に係る運営維持管理費又は外部ごみ処理委託費 ・復旧費		○	-	復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	本組合、運営事業者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【本事業終了時の明け渡し条件】第47条</b> ■受託者は、事業終了後1年の間に、本施設に関して受託者の責に帰する事由による要求水準書の未達が発生した場合には、自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行う。
事業終了時の諸手続に係るコスト増大リスク	83		引継ぎ資料の不備、後任事業者への教育の不備、諸手続の遅れ等による遅延リスク	事業終了の遅延、事業内容の変更	・遅延期間に係る運営維持管理費または外部ごみ処理委託費		○	-	本組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	本組合、運営事業者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;</b> <b>【本約款の期間満了及び解除による終了に際しての処置】第55条第9項</b> ■本施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた本組合の損害を賠償する。
	84		事業終了時の諸手続遅れ、後任事業者の選定の遅れ等の本組合の事由によるコスト増大	-	・運営事業者の業務変更に係る経費	○		運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、運営事業者 <b>&lt;運営業務委託契約&gt;【損害賠償等】第56条第1項</b> ■本業務に関連して、本組合の責に帰する事由により受託者に損害が生じた場合、本組合は、本組合に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

5 共通

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者			本組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対本組合)	事業者が負担する方法(本組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容 ※以下は例である、協定書、契約書の完成に合わせて見直しを行う。
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	本組合	事業者 建設	事業者 運営					
反社会的勢力等の関与のリスク	85	談合その他の不正行為、暴力団の関与による違約金、損害賠償が発生した場合	事業の停止、事業の再構築	事業の中止、事業の再構築 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費又は外部ごみ処理委託費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費		○	○	-	本組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	本組合、建設事業者 運営事業者 構成企業・協力企業	<p>＜基本契約＞【契約の締結】第9条 第3項、第4項</p> <p>■ 談合、暴力団の関与が認められる場合の解除権を規定。</p> <p>＜建設工事請負契約＞【談合等不正行為等に関する発注者の解除権】第45条の2</p> <p>【談合等不正行為等があった場合の違約金等】第52条の2</p> <p>■ 談合に該当する場合、請負代金額／契約金額の20/100に相当する違約金の支払</p> <p>■ 暴力団の関与が認められる場合の契約解除権</p> <p>■ 契約が解除された場合の違約金の支払(10/100)</p> <p>＜運営業務委託契約＞【不正行為に伴う損害賠償の予約】第52条 第1項</p> <p>■ 基本契約に規定する談合、暴力団の関与が認められる場合の解除権</p> <p>■ 契約が解除された場合の違約金の支払(10/100)</p> <p>※但し違約金を上回る損害賠償請求を妨げない。</p>
制度、法改正リスク	86	設計・建設段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○			契約の解除、建設事業者の実行済費用の負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>＜建設工事請負契約＞【法令の変更】第30条の2</p> <p>■ 法令の変更により、損害、損失又は増加費用が生じた場合、契約又は要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となった場合、又は、契約又は要求水準書等に従って工事目的物の整備のために増加費用が必要な場合、契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議する。</p>
	87	設計・建設段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・RDF 処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、建設事業者	
	88	運営・維持管理段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築 ・外部ごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済業務費	○			契約の解除、運営事業者の実行済費用の負担	-	-	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【法令変更又は不可抗力の場合の解除】第54条</p> <p>■ 法令変更又は不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合契約を解除する。解除により委託者又は受託者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。</p>
	89	運営・維持管理段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更 ・外部ごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○			運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【法令変更】第41条 第1項、第2項</p> <p>■ (第1項) 運営期間中に法令変更が行われた場合、受託者は、次に掲げる事項について本組合に報告するものとする。</p> <p>(1) 本業務に関して受託者が受けることとなる影響</p> <p>(2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細</p> <p>■ (第2項) 本組合は、前項の報告に基づき、報告された事態に対する本約款の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに受託者と協議する。</p>
税制度リスク	90	設計・建設段階	税制度の変更等により建設事業者における税負担が変動する場合	-	○			法令に従い適切に負担	-	-	本組合、建設事業者	<p>＜建設工事請負契約＞【法令の変更】第30条の2</p> <p>■ 法令の変更により、損害、損失又は増加費用が生じた場合、契約又は要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となった場合、又は、契約又は要求水準書等に従って工事目的物の整備のために増加費用が必要な場合、契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議する。</p>
	91	運営・維持管理段階	税制度の変更等により運営事業者における税負担が変動する場合	-	○			法令に従い適切に負担	-	-	本組合、運営事業者	<p>＜運営業務委託契約＞【法令変更】第41条 第1項、第2項、第3項</p> <p>■ (第1項) 運営期間中に法令変更が行われた場合、受託者は、次に掲げる事項について本組合に報告するものとする。</p> <p>(1) 本業務に関して受託者が受けることとなる影響</p> <p>(2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細</p> <p>■ (第2項) 本組合は、前項の報告に基づき、報告された事態に対する本約款の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに受託者と協議する。</p> <p>■ (第3項) この場合に生じる追加費用の負担は、次のとおりとする。</p> <p>〔本組合の負担〕 ①本業務に直接関係する法令変更 ②本業務に直接関係する税制度の新設・変更</p> <p>〔受託者の負担〕 ・上記①以外の法令変更 ・上記②以外の税制度に関する法令変更</p>
	92		運営事業者の利益に課される税(法人税等)の負担が変動する場合	-			○	-	法令に従い適切に負担	運営事業者が負担する旨を規定	本組合、運営事業者	